

民事判決情報データベース化検討会

第6回会議議事録

- 第1 日時 令和5年3月24日（金） 自 午後1時30分
至 午後4時30分
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開 会
 - 2 海外調査報告に関する補足説明
 - 3 日弁連法務研究財団における実証実験の補足説明
 - 4 第4回会議の積み残し（論点6から論点10まで）について
 - 5 次回以降の議事、日時等の説明
 - 6 閉会

議 事

山本座長：

ただ今から、民事判決情報データベース化検討会第6回の会議を開催いたします。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。なお、本日は所用のため、米村委員が午後3時半から午後4時頃まで中座の予定、板倉委員は午後2時頃退室の予定と承っております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配布資料等の確認について事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。資料の確認をいたします。まずは「事務局作成資料」でございます。本日の議事のうち、日弁連法務研究財団における実証実験の補足説明及び第4回会議の積み残しとなりました論点に関する資料です。資料の詳細は議事の中で御説明いたします。

それから、参考資料1は杉村委員提出資料です。詳細については後ほど杉村委員から御説明いただきます。参考資料2と3は、日弁連法務研究財団における実証実験の報告資料となります。詳細は必要に応じて議事の中で御説明したいと思います。

最後に、会議用資料としまして、次回以降の日程などについて記載したものを配布しております。資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は、まずいくつかの点について、これまでの審議との関係で補足説明をいただき、それについて御質問・御意見を頂戴し、その後に若干積み残しになっておりました第4回会議の論点につきまして御審議をいただきたいというふうに考えております。

それでは、はじめに、前回の会議で杉村委員から御報告をいただきました海外調査報告について補足説明があるというふうに伺っておりますので、この点について、まずは事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。前回の会議では、日本弁護士連合会による海外調査の追加報告がございましたが、会議の後に町村委員から、フランスにおける現状について補足的な情報提供をいただきました。このことを踏まえまして、本日の会議では、杉村委員からフランスにおける現状について補足説明をいただきたいと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは補足説明につきまして、杉村委員からよろしく願います。

杉村委員：

よろしくお願いいたします。追加の御報告となってしまい申し訳ございません。前回の検討会の後に町村先生の方からフランスの最新情報を提供いただきましたので、追加の

御報告とさせていただきます。

前回の御報告の中では、「フランスでは判決情報について、裁判所は一部しか公開していない」という御報告をさせていただきました。ただ、こちらに少し不正確な点がございまして、現在は一部しか出ていないのですけれども、フランスでは判決情報の全件原則公開が進められておりまして、その途中過程ということになっております。

2016年にデジタル共和国法というものが制定されておりまして、その20条で、裁判所の判決は公開するものとするのが定められました。また、公衆の利用に供される際には関係人のプライバシーを尊重するというのと、無償で行うということも定められております。この流れを受けまして、フランスの裁判所では判決公開の動きを段階的に進めていらっしゃる状況になっています。

2021年10月には、フランスの最高裁に当たります破毀院のウェブページに判決データベースが開設されております。こちらはまだベータ版ではあるのですが、Judilibreというデータベースが開設されました。開設時には、まず破毀院の決定が公開されています。こちらは1947年以降の約48万件の破毀院の判決が開設時に収録されております。それ以前のものの中にはあるようですが、それ以上の詳細は分かっておりません。また、開設後に新しく言い渡される判決につきましては、いわゆる日本でいうところの民集や刑集のような、ブルタンという公の判例集に載る判決、俗にB判決と呼ばれるものは、判決があった同日中に載るといことです。それ以外についても1週間以内に登録が行われると言われております。こちらで実際に掲載されている判決も参考資料1として付けさせていただきます。冒頭に大きく書いてあるところは2013年の9月11日の判決で、その下が破毀院、その下が上訴番号ということで、事件の番号になっております。「タイトル」という所がその下にございますが、こちらは要するに検索ワードのようなものになっておりまして、仲裁などといった用語が入っております。更に下に行っていただきますと、「サマリー」の部分は要約になっておりまして、その下の方に見えておりますテキストの部分からが判決の全文という形になっております。かなりの長文がずらっと掲載されております。最後のページには、上から3行目ぐらいに大文字でM.Xというのが見えるかと思えますけれども、こちらが仮名化処理されている部分のようでして、ミスターXさんということのようでございます。その下にございます数字の部分は原審の判決になっております。2011年の1月13日ということが書かれております。その下にありますのは参考法令になっておりまして、一つ目などは民法第1351条ということが書かれております。一番下が類似判例になっておりまして、2011年の裁判例が類似判例として載っているというものになります。こういったものがデータベースとして、検索で出すことができるページとなっております。

2021年10月からスタートしたこのウェブページなのですけれども、2022年4月30日からは36の控訴院による判決が載るようになっております。こちらが、2022年4月15日以降の民事・社会・商事に関する公開審議で出された全ての判決が仮名化処理されて公

開されているということです。また、それ以前である 2022 年 4 月 15 日以前の判決を 8 万 2,000 件ほど公開しているという資料もございました。そのほかの司法裁判所の判決については、今年の 6 月から 2025 年 12 月にかけて、段階的にオープンデータで提供が進められていて、基本的には全部の判決が裁判所のページで公開されるというふうにフランスでは準備が進められているということです。以上になります。

山本座長：

杉村委員、ありがとうございます。それでは、今の追加の御報告につきまして何か御質問・御意見があればお出しただければと思います。町村委員お願いします。

町村委員：

追加の追加ですけれども、破毀院が公開しているものは、司法裁判所とって民事と刑事、それから労働とかの関係の裁判所の判決ですね。そのほかにも、行政裁判所は行政裁判所系列が別途ありまして、行政裁判所の最高裁に相当するコンセイユ・デタというところもまた同じようなペースで全件公開をしようとしているという状況にあります。

それからもう一つ追加すると、破毀院のページの中に書いてあるのですが、マスキングについては、プライバシーの関係でもう少し隠してほしいということで、マスキングを追加してほしいということをお願いする、あるいは逆にマスキングし過ぎているものについてもう少し情報を明らかにしてほしいということをお願いできるメールアドレスが記載されておりまして、それに応じて破毀院の院長が指名した裁判官がその裁定を下すということになっています。ただし、個人名のマスキングを削除するという要請は法律上できないのだというふうに説明がされていました。

そのほか、利用ライセンスとかそういったことも全てホームページに載っていますので参考になるかと思います。以上です。

山本座長：

情報の補足をいただきました。ほかに何か御質問・御意見等ございますか。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

どうもありがとうございます。あまり本筋には関係ないかもしれない興味本位な質問ですが、もともとフランスはこのレジフランスというところで判決も法令などと一緒に公開していて、私は今レジフランスを見ているのですが、たしか独自の整理番号が付いていたと思うのですが、その関係をどう整理されたのだろうかということです。今ぱっと見た感じだと、レジフランスの方には相変わらず判決が載っていて、ただ前の JuriData という番号はなくなって、この破毀院と同じ番号が付いているようなのですが、その関係をどう整理されたかとか何かお聞きになっていますでしょうか。

杉村委員：

その点は詳しいことが分からない状況なのですが、この裁判所のものの中で、先ほど控訴審判決 8 万 2,000 件が利用可能ということをお伝えしたと思うのですが、その

中にレジフランスで既に自由に利用できたものが入っているというような説明がございまして、重なっている部分はあるのであろうということなのですが、どういうすみ分けをされているのかというところまでは分かりませんでした。すみません。

小塚委員：

ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。杉村委員、補足説明、誠にありがとうございました。

それでは次の点に移りたいと思います。次は日弁連法務研究財団における実証実験についての補足説明ということでありますけれども、これについて事務局の方からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。事務局作成資料のスライド2を御覧ください。前回会議では、大坪弁護士に御協力をいただきまして、日弁連法務研究財団における民事判決情報データベース事業の在り方に関する調査研究の状況について、民事判決情報オープンデータ化検討PTにおける実証実験の結果を御紹介いただきながら御報告をいただきました。大坪弁護士には事業化の可否に関連する検討を中心に御発表いただきましたが、委員の皆様からは機械処理による仮名化の実証実験について多数の御質問を頂きましたので、本日は事務局から補足して御説明を差し上げたいと思います。その後、第4回会議の積み残しとなっております論点6から10までについて御議論をお願いしたいと考えております。

スライド3を御覧ください。本資料の全体像を示したものになります。

スライド4を御覧ください。日弁連法務研究財団の民事判決情報オープンデータ化検討PTには、法務省もオブザーバーとして参加しておりまして、そのような立場からの御説明ということにはなりますが、まず、PTにおける実証実験の経過について簡単に御説明をした後に、第1次実証実験、それから第2次実証実験について、前回の会議で頂いた御質問を踏まえまして補足説明をしたいと考えております。それぞれの実証実験の結果等につきましては、本日参考資料として配布しております財団PTの資料に基づいて御説明をしたいと考えております。

それではスライド5を御覧ください。実証実験の経過について御説明いたします。一番上の一つ目の○に「問題意識」とございますけれども、年間約20万件の民事判決情報を仮名化するためには、AIを用いるなどしてある程度の機械的処理をすることが必須であると考えられます。実証実験の目的は二つございまして、一つ目はAIを活用した仮名処理の実現可能性についての検証。仮名処理については、最終的に人手によるチェックが不可欠であるとしても、その前提として一定の水準をもって機械的に行われることが必要であると考えられることから、AIを活用した機械的処理がそのような一定の水準に達し得るのかどうかということを技術的に検証するものでございます。もう一つは、事業化の

実現可能性についての検証。仮名処理が一定の技術水準の下で機械的に行われ、人手による最終チェックを経て行われることとしても、これを事業として安定的かつ継続的に遂行していくため、どのような業務フローや人的体制が想定されるのか、これに要するシステム開発費、人件費等のコストを踏まえてなお採算性が確保されるのかなど、事業化の実現可能性があるのかどうかといった点を検証するものでございます。こうした二つの目的を踏まえまして、第1次・第2次の実証実験がそれぞれ行われました。前回会議における大坪弁護士の御発表は、今申し上げた第二次の実証実験、すなわち事業化の実現可能性についての検証結果を踏まえて、事業化の見通しと事業全体の規模感や費用感をお示しいただいたものという位置付けになります。

スライド6を御覧ください。まず、第1次の実証実験に関して、前回会議における委員の皆様からの御質問等を中心に御説明いたします。

説明は参考資料2の「自動仮名処理に係る実証実験」に基づいて行いたいと思います。参考資料2は、実証実験を行いました株式会社Legalscapeの報告書となります。

スライド4を御覧ください。第1次の実証実験は、検討論点の1にありますように、機械処理の精度水準を見定めることにありました。機械処理の精度の水準については、仮名の誤りについて分析した上で、精度の向上可能性についても検討をしてみました。赤字の部分にありますとおり、対象とされた裁判例は約1,600件で、第一法規株式会社様から提供を受けたものでございます。対象の選定に特に基準は設けられておりません。実証実験では、この1,600件のうち1,400件について、同じく第一法規株式会社様から提供を受けた、仮名化済みのいわゆる正解データと合わせて機械学習に用いまして、残りの200件のうちの100件について、この学習済みの機械で仮名処理を実施いたしました。残りの100件は最終的な実験の検証のために残しておいたということのようです。

スライド6を御覧ください。機械処理の流れについて記載したものとなります。皆様は御覧になられたこともあると思いますが、仮名処理された判決書は、例えば当事者ですとか関係者は、氏名がX、YですとかAとかBといった記号に置き換えられて表示されております。また、住所については、例えば「東京都（以下省略）」という形式や、「東京都A区B町」といった形式で仮名処理されて表示されるわけですが、これを機械で自動的に処理しようとする場合にどういう技術が必要になるかということをお説明いたしますと、大きく二つの作業が必要になります。一つ目が、①にありますように「対象語句の特定」、つまり仮名処理の対象として捕捉すべきものを捉えていく作業が必要になります。それから二つ目が、②にありますように「語句属性の特定」。今申し上げましたように、仮名処理すべき対象を捕捉した後に、その捕捉された対象はどのような属性にあるのか、つまり人名なのか住所なのか、そういった属性を捉えて、その属性に応じた形で記号等に置き換えていくことになります。人名であればX、YですとかAとかBに置き換えていくということになります。そのような作業・処理を通じて仮名処理をしていくわけですが、この①・②の精度がどの程度のものかということの技術的検証を行ったのが第1の実

証実験ということになります。

スライド 7 を御覧ください。二つ目の語句属性の特定についてももう少し補足いたします。語句属性の特定は、グルーピング、タイプ分類、名付けといった更に三つの作業に細分化されて行われることとなります。仮名処理すべき対象として捕捉されたものは、まず左にありますようにグルーピングをする必要があります。ここでは人名と住所、生年月日が例として挙げられておりますけれども、同じラベルを付けるべき語句同士のグループ分けをしていく必要があります。例えば上から三つ目であれば、「山田一郎」と略称表記された「一郎」は同一人物であるということですので、同じグループに属するものということでグルーピングがされていきます。今度はグルーピングがされた後、そのグルーピングされたものがどういう属性にあるのかということタイプ分類していくわけですが。記載のように固有名詞なのか住所なのか、本籍住所なのか、そういった形で特定されていきます。その特定がされた後に、その特定された属性に応じ、てルールに従って仮名記号等に置換えがされていきます。それが固有名詞の属性として判定されたのであれば、A・B・CあるいはX・Yとか、人名に対応する記号に置き換えられていくということになります。それが住所だというように属性が特定されたのであれば、こちらの例にありますように「東京都（以下略）」というような形に置き換えられていくというような作業ということになります。

スライド 8 を御覧ください。このように機械処理は二つの作業に大別され、その二つの作業それぞれに誤りが生じる可能性があります。まず一つ目が「対象語句の特定」、つまり仮名処理すべき対象を捕捉する上での誤りということになりまして、一つは仮名の漏れということになります。仮名対象として捕捉すべきものが捕捉されないという場合があります。もう一つは仮名の過多といわれるもので、仮名対象として捕捉すべきでないのに捕捉されてしまうというものになります。このように、今申し上げたところで言えば、仮名の漏れに当たるものは、つまり仮名すべきなのに仮名されないということになりますので、プライバシーリスクが生じることになります。ここの例で言うと「山中太郎（旧姓佐藤）」とありますけれども、「山中太郎」という氏名も、旧姓の「佐藤」という部分も本来は仮名すべきであるのに機械処理した結果、旧姓の「佐藤」の部分が仮名対象として捕捉されないと、ここが漏れてしまうことになってプライバシーリスクが生じてしまうということになります。他方で、仮名過多の例でございますが、ここで挙げられている例は「山中の道」という文章ですけれども、この「さんちゅう」が「山中」という姓として捉えられてしまいますと、X という形で置き換えられてしまう可能性がありまして、こうなると仮名すべきでないものが仮名すべきものとして捉えられて意味が分からなくなってしまうということになります。それから、語句属性の特定での誤りの例もこちらに挙げられておりますけれども、「山中太郎」とさんと旧姓の「佐藤」とさんというのは同一人物でございますが、これが X と Y という形で置き換えられた結果、文意が変化してってしまう可能性があるということになりますので、その点も留意していく必要があるということに

なります。

スライド 9 を御覧ください。対象語句の特定に関する結果の評価指標ということになりますが、左側のように正誤をマトリックスで整理することができます。このマトリックスの見方ですけれども、「正解」を横軸、「機械出力」の結果を縦軸としておりまして、例えば、正解としては仮名対象とすべきものが機械出力の結果、仮名対象とされたものは左上の A に当たるということになります。逆に、正解としては仮名対象とすべきでない一般語句であるのに、機械出力をした結果、仮名対象とされてしまったものは右上の B に当たるということになって仮名過多ということになります。それから、正解としては仮名対象とすべきであるのに、機械出力の結果、仮名対象とされなかったというものは左下の仮名漏れということになります。こうした整理に基づいて二つの評価指標が設けられておりまして、まず右側の上の「精度」という指標は、機械出力の結果、仮名対象とされたものうち何割が正解であったかというものになります。それから下の「再現率」という指標は、正解としては仮名対象とすべきものについて、機械処理の結果、何割が正解であったかという指標になります。

スライド 14 を御覧ください。今申し上げた指標を用いて技術的な検証が行われたわけですけれども、その結果の概要を示したものになります。まず、正解としては仮名対象とすべきものうち、何割を正解できたかという再現率でございますけれども、全体で 94.5% になりました。それから、実際に仮名対象とされたものうち、何割が正解であったかという精度でございますけれども、全体で 93.4% という結果になりました。下の方に赤色の枠がございますけれども、約 5 割の判決については修正を全く必要としないで、修正を必要とする場合でも平均 7 か所・3 単語の修正にとどまるということが分かりました。

スライド 15 を御覧ください。誤りの全体を仮名対象の語句の類型に応じて分析したものになります。仮名漏れとして最も多かったのは、人名ということのようでした。その原因は、機械にとって未知の氏名が多いということで、これが多くを占めていたと報告されております。前回の会議では、貸金請求事件や損害賠償請求事件等、事件類型に応じた分析が必要ではないかという御指摘も頂いておりましたけれども、今回の補足説明に当たりまして、事務局の方で Legalscape 社に確認をいたしましたところ、「仮名処理の対象としたものは主に人名・企業名・施設名・住所・電話番号・生年月日といったものであったことから、事件類型に応じた違いは基本的に生じないと考えられる」との回答を得ております。第 1 次実証実験に関する説明は以上となります。

それでは、資料 1 の事務局作成資料の方に戻ります。

スライド 7 を御覧ください。第 2 次実証実験について補足いたします。事業化の見通し等につきましては、前回大坪弁護士から御説明いただいたとおりでございますので、本日は前回会議において皆様から頂いた御質問に関連して、このスライドに記載された事項について御説明をしてみたいと思います。

参考資料 3 を御覧ください。こちらも Legalscape 社の報告書になります。スライド 1 を御覧ください。「背景」とあるところに記載していますとおり、機械処理の精度は、先ほど御説明したとおり一定の水準に達しておりました。そこで、実務体制への採用・組込みを検討するに値することが確認され、人手によるチェック・修正の要否、要する場合の人員、実務体制の在り方について検討する必要があるとされました。このことを踏まえて、第 2 次実証実験では、人手作業ツールを設計するとともに、商用判例データベース会社の御協力を頂きまして、実際に人手による確認作業・修正チェック作業を実証してみたということになります。

スライド 5 を御覧ください。左側に「実験対象データ」という箇所がありますが、第 2 次実証実験で人手処理のために使用したのは、第 1 次実証実験で仮名処理を最終的に行った約 100 件の一部という位置付けでございます。この約 100 件のうちから仮名処理の対象になる単語が極端に少ないものを除きまして、仮名対象数の多いものと少ないもののバランスが良くなるよう、約 60 件が抽出されたとのことでした。その抽出の結果、作業の対象となった判決の平均文字数は約 4,500 字ということでした。これに対して、機会学習に利用したものを含む約 1,600 件の判決は平均文字数が約 8,500 字でした。多くの判決は 1 行 37 文字・26 行・約 1,000 字を 1 ページとして作成されている実情でございます。このことを踏まえ、平均文字数約 8,500 字というのはページ数にして約 9~10 ページということになります。このページ数は、いわゆる一人の裁判官で行う裁判、単独事件の判決の平均的なページ数として実務的にはあまり違和感のないところでございまして、実証実験の結果はこちらの文字数に合わせるように最終的に調整をしたということのようです。

スライド 7 を御覧ください。真ん中に黄色で着色された「文字数考慮後の時間」とありますが、これは、先ほど申し上げましたように、人手のチェック・修正作業の対象とした判決の平均文字数と 1,600 件の平均文字数を考慮いたしまして、処理時間について所要の調整を行ったということの意味しております。この調整について、前回会議の後、事務局が Legalscape 社に確認をしまして、実際の処理時間を 4,500 で割って、これに 8,500 を掛けなおして値を算出し、その算出された値を処理時間として記載しているとのことでした。

スライド 8 を御覧ください。これは事件類型に応じた結果の傾向を示したものになります。機械処理とは異なりまして、人手によるチェック・修正作業の場合は類型に応じた違いが生じ得るのではないかという問題意識の下で、事件類型ごとの結果を集計したものということになります。この結果によりますと、損害賠償請求事件に比べて平均文字数の少ない、いわゆる貸金請求事件は作業時間が短いことが分かるのではないかと思います。他方、発信者情報開示請求事件は損害賠償請求事件に比べて平均文字数が少ないにもかかわらず、作業時間は損害賠償請求事件よりも多いことが分かるかと思えます。

財団実証実験の補足説明は以上になります。御質問等がありましたら、事務局において、

内容を把握している限りにおいてお答えしたいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、ただ今の補足説明につきまして御質問・御意見を頂戴したいと思います。米村委員お願いいたします。

米村委員：

大変詳しい補足説明を頂戴しましてありがとうございました。途中で御紹介いただいたように、「事件類型ごとの違いがあるのではないか」という意見を前回申し上げたのは私なのですが、それに関連して少しだけ追加の質問をさせていただきたいと思います。最後のスライドは事件類型ごとの違いということですが、これは作業にかかった所要時間を比べただけということで、途中で差はなかったとおっしゃったと思うのですが、差がなかったというのは、仮名化の精度や再現率、A+B分のAというような計算式をお示しになっていたと思いますけれども、仮名化の適正性を表すそれらの指標に、違いがなかったという御趣旨だったのでしょうか、一応確認のためということでお尋ねしたいと思います。

事務局：

事務局の大久保からお答えしたいと思います。事務局の説明の途中で、差がなかったというふうに申し上げましたのは、この補足説明に当たって事務局から Legalscape 社にした確認に対する同社の回答の御説明の部分であったかと思います。確認した内容というのは、今お示ししている参考資料 2 のスライド 9 でございまして、機械処理の関係で類型ごとの分析をしていないのはどういった理由かというふうに尋ねたところ、機械処理の対象というのは、主には人名とか企業名とかといった内容になっているので差は生じないだろうと考えたというふうに説明を受け、そのような御説明を差し上げたところでございます。

米村委員：

ありがとうございます。私が「事件類型ごとに違いがあるのではないか」という意見を申し上げたのは、損害賠償事件の中には、名誉棄損やプライバシー侵害のような事件が含まれており、こういう場合は、例えば記事の引用文中に「〇〇（人名）は犯罪者だ」というような形で人名が実際に出てきて、それを仮名化すると何を言っているのか訳が分からなくなるというようなことがあり得ることが気になったためです。また、医療過誤事件のようなものも損害賠償事件に含まれていまして、もしかすると、医療過誤でなくても中小企業が当事者となる事件などでは同じかもしれないのですが、特に医療過誤事件の場合には、「〇〇（人名）病院」「〇〇（人名）記念病院」などの形で施設名に個人名が使われているケースが結構あります。ところが、「〇〇記念病院」の〇〇さんはるか昔に亡くなった方で、そもそもプライバシーの保護対象ではないなどというケースもあり得るのですね。そういうものを仮名化していくと仮名過多になるのではないかということも気になるわけです。そういうケースも含めて、実際の仮名化の判断を人間がやったとして

も難しいというケースが、損害賠償請求事件の場合だとかなり多く含まれるのではないかということをおもいましたので、前回質問させていただいたわけですが、それを、違いないに決まっているから違いを見なかったというような御説明では、私としては納得しがたいというところがあります。実際に所要時間の分析で違いが出ており、発信者情報開示請求の場合に所要時間が長くなっているということをお踏まえると、やはり判断の難しいケースが発信者情報開示請求の場合が多いということだと思ふのです。発信者情報開示請求というのは名誉棄損やプライバシー侵害がかなり多くを占めるはずですから、その手の事件はやはり実際に精度や再現率も下がってくる可能性があるのではないかということをおもいます。そういう基礎データをきちんと調べた上で、どう対策するかということをおもえるというのが本来あるべき姿であるようにおもいますので、そもそも基礎データも調べないというようなことでは少しまずいのではないかというのが私自身の現在の印象でございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。御意見として今後の議論で更に詰めていかなければいけない部分だというのは御指摘のとおりかと思ふます。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。一つは、参考資料3の5ページで、欠席判決の判決は短いということでそうだろうと思ふますが、ついでに確認したかったのが調書判決も今後は全件入れるのでしょうかというのがあります。調書判決はほとんど表に出ないのですけれども、欠席判決も出すようなので、それも入るのかなと。これは会議全体の問題かもしれませんが、入っていましたかということと、入れますかということの一つずつですね。

もう一つは米村先生におっしゃっていただきましたが、発信者情報開示請求というのは要するにほとんど名誉棄損とプライバシー侵害と著作権ですので、やはり非常に判断が難しいわけですね。しかも、別紙とかで名誉棄損文言一覧のようなものが付いていたりするので極めて大変だということになります。米村先生は厳しいなと思ふましたが、多分損害賠償請求事件というのは付いている事件名でやっているのようになっていて、それが何の事件かまで見て分類するのはひと手間だろうと思ふます。ただ発信者情報開示請求は見ただけでも名誉棄損・プライバシー侵害・著作権で極めて判断が難しいということが分かりますので。損害賠償請求事件でいうと交通事故とか割と仮名の関係では定型的なものが含まれていて、類型別といったときには、訴訟物でもないのですけれども、名誉棄損・プライバシー侵害・著作権というその言論自体が問題になるような類型は分けて検討して別トラックに載せないと、今後の作業という意味でも難しいのかなということと、ほぼ米村先生の補足のようなところですが、以上です。

山本座長：

ありがとうございました。1点目の御質問の部分について、お分かりであれば事務局からお願いいたします。

事務局：

渡邊です。先ほど御説明したところにも重なるのですが、極端に文字数の少ない判決を除いておりますので、調書判決は入っていないという理解でよろしいのではないかと思います。それから、今後この基幹となるデータベースに収録すべき判決をどのようなものにしていくのかということは、これからの議論ということになるかと思えますけれども、当然調書判決も対象にすべきかどうかというのは論点になるかと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

明治大学の湯浅でございます。事務局にもしお分かりになればということでお伺いしたいのですが、先ほどの米村先生がおっしゃった「〇〇記念病院」の類まで「X記念病院」にしてしまうというような仮名の行き過ぎ、あるいは逆に仮名にすべきところを見落とししたという仮名漏れについて、通常この種のシステムというのはだんだん学習効果が上がっていくのが普通で、「〇〇記念病院」のようなものは辞書みたいなものを備えて学習していくのが普通なのかなと思うのですが、実証実験におきましてはとりあえず今の時点ではこのレートだったのは理解したのですが、今後それが学習していく、あるいはチューニングしていくことで向上していくことは見込めるのか、何かその点について事務局でお分かりになることがありますでしょうか。

事務局：

渡邊です。参考資料2のスライド24に該当部分がございます。詳しくはLegalscapeの方に確認をしないと私どもでお答えしかねるところではあるのですが、学習データをたくさん増やしていけば比例的に再現率や精度が上がっていくのかということも私どもも問題意識としては持っておりましたけれども、この実証実験の際にはこのグラフにありますとおり、必ずしも学習量を増やせば増やすほど再現率や精度が向上していくとは限らないということではなかったかと思えます。

湯浅委員：

どうもありがとうございました。恐らくやたらと学習するとかえって誤学習するとかいろいろな問題があるのだらうと推察しますが、よく理解いたしました。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに御質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この実証実験は当検討会で今後議論していく中でも、基礎データとして非常に重要なところですので、また具体的な論点等検討する過程の中で御疑問点等出てくれば、その度に事務局等を通してLegalscape社その他日弁連法務研究財団等に問い合わせさせていただくということが考えられますので、本日のところはこの程度にさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして第4回会議で御議論いただいた論点につきまして、まず論点1から10までであったかと思えますけれども、論点1から5までは御議論をいただいたのですが、論点6以降につきましては積み残しということにさせていただいたかと思えます。そこで本日は、その積み残し部分について改めて御議論をいただきたいと思えます。まず、事務局の方から御説明をお願いします。

事務局：

渡邊です。事務局作成資料のスライド8を御覧ください。こちらは第4回会議資料1のスライド3を再掲したものとなります。このうち第1と第2につきましては一通り御議論をいただきましたので、第3の「制度整備の在り方」についての論点6から10までが積み残しとなっています。

スライド9を御覧ください。6から10までの論点は積み残しにはなっているものの、これらの論点に関する御意見は論点1から5までの御議論の中でも関連する御意見として幅広く頂いておりましたので、事務局で整理させていただき、各論点において参考として記載させていただきました。本日はこうした御意見も踏まえながら更に御議論を深めていただければ幸いです。

スライド10を御覧ください。論点6は、民事判決情報の提供プロセスについての法整備の必要性について、御議論をお願いするものです。次のスライドから参考として日弁連法務研究財団のPTにおける議論と、第4回会議で頂いた関連する御意見を紹介します。

スライド11を御覧ください。まず、財団PTにおける議論の状況でございますけれども、本件スキームを実現するためには民事判決情報の提供プロセスについて整理するとともに、情報管理機関の適格性を確保するために法整備が必要であるとされました。詳細については第4回会議で御紹介したとおりでございますので省略させていただきます。

スライド12を御覧ください。第4回会議での御意見でございます。委員の皆様からは、特に情報管理機関の適格性を確保する観点から法整備が必要ではないかとの御意見を頂いたところかと存じます。また、特に記載しておりませんが、リスクに対して既存の仕組みで対応できているもの、あるいは既存の仕組みの中で民事判決固有の問題として明確化を要するものを整理していき、それ以外はこの後御議論がある制度整備の在り方に関わると思われるが、利活用機関と情報管理機関に固有の規律で過不足なく対応できるものになるのかを整理していくことになるのではないかとといった御指摘もございました。こうした既存の制度との関係に関する整理は、改めて事務局の方で行いたいと考えておりますので、本日はまずはその点を置くいて幅広い観点から御意見を頂きたいと考えております。

スライド13を御覧ください。論点6を再掲したものとなりますが、これまで頂いた御意見も踏まえ、情報管理機関の適格性を確保するなどといった観点から法整備が必要ではないかと考えられますが、このような方向性で検討を進めることについて御意見を頂きたいと思えます。事務局からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。この論点 6 は一言で言えば法整備の必要性ということかと思いますが、この点につきまして追加的な御意見等ありましたら頂きたいと思います。町村委員お願いします。

町村委員：

追加的ということですが、見返してみても論点 6 と論点 7 というのはどうすみ分けているのかというのはよく分からなくて、どちらで何を問題にしたのかよく分からないというのがまず 1 点あります。それを横において、適格性を担保するために法整備が必要だというふうに言われますと、もう少し出発点に置いては、情報管理機関が民間の団体であるということを前提にして、民間の団体にやらせるのだったら最初は法整備が要らないのではないかというふうに考えていたところ、いやしかし、扱う情報というのは個人情報保護法のかかなりシビアなところに関わるのだから、民間機関がそのようなものを特別に扱うことが可能な法整備はどうしても必要だということで、結局そういうふうになったのかなと理解しております。そうすると適格性を担保するというだけでなく、やはり情報管理機関には一定の特権といいましょうか、ほかの民間機関ではできないようなことを可能にするような法整備が必要だと、そういう角度の整理も必要かなというふうに思っているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

この情報管理機関を一定の適格性が担保された情報管理機関に限定するという点について、前回も御議論があったかと思いますが、御参考までにとということで御紹介させていただきますと、犬や猫を飼っておられる方は御存じかもしれませんが、動物愛護法が改正されて、新規に売り出す犬や猫についてはマイクロチップを埋め込まなければならないということになりました。このマイクロチップの中には飼い主の個人情報が入りますので、犬猫の登録と言っていますが、実態としては飼い主の個人情報の登録でございますけれども、特定の団体にそれを扱わせるということにつきまして、動物愛護法第 39 条の 10 で、環境大臣が環境省令で定めるところにより、いわゆる指定登録機関というものに指定して、そこに登録関係事務を行わせることができるという制度を導入しております。もちろんこの指定登録機関を選定する際にどのように適正に選考するかという選考過程の問題は残るわけですが、そういう先行法令もあることを考えますと、その一定の適格性が担保された情報管理機関に限定をすること自体について、何か法律上の問題が生じるということは少し考えにくいのではないかと思います。ちなみにこの指定登録機関でございますけれども、日本獣医師会が環境大臣によって指定されたところでもあります。御参考までに御紹介させていただきました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。まずこの論点 6 の関係は私も少し戸惑っているところもあるのですが、法整備の必要性については私も町村先生と同じ理解をしています。他方で、その法整備をする必要性の理由として、この情報管理機関の適格性を書く必要もある、個人情報保護法との関係で特則を作るという面もあるにしても、ということは別に言っても構わないのではないかと思います。それで、具体的な内容について 7 で書くとする、6 の所で申し上げるのは、そもそもこの適格性について今、湯浅先生が言われたような、端的に言うと単一の者に絞ってしまうのかどうかということなのであろうと思います。もし、複数の情報管理機関が競合してもよいということであれば、その場合でも適格性はあると思いますけれども、それは言ってみれば情報管理機関となるために満たすべき条件という意味であるのに対して、一つの者に絞るとすればそれはどのようなものを、そしてどのような考慮要素に基づいて指定するのかということを法律に書いておく。その意味で政府の裁量を縛るというのですかね、そういう形の透明性の確保ということが必要になるのだらうと思います。それで私は一つの者に絞った方が良いのではないかと考えていますが、その理由は、ここで複数の者が競争をすることによる、例えば利便性とか効率性の向上というものが見込めないこと。もっと言えば、そのような競争は利活用機関の間でさせるべきであって、その前提としての情報管理機関がむしろサービス内容に踏み込まないという制度設計にする必要があるというふうに考えています。私の考えによれば、一つの者であるべき情報管理機関の位置付けは、これは観念論とか抽象論だと言われるかもしれませんが、やはり本来国民全体の財産であるべき民事判決のデータベースというものについて、いわば国民全体の受託者として管理を行うというものであるべきで、そして民事判決というものがとりわけ日本の司法制度あるいは司法制度の下における法形成、これも判例が法源かという議論をしだすと面倒くさくなりますけれども、少し漠然とした意味での法形成に関わる役割に鑑みるならば、やはり専門職である法律家の代表者が適切に含まれる、そういう者が一つの者として指定されるべきではないかというふうに考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。一つに絞るか複数認めるかという点については、また御議論の機会があろうかと思いますけれども、基本的にはこの法整備の必要性について肯定的な御意見を頂いたかと思います。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

先ほど町村先生がおっしゃった「特権」というのは、もしかしたら論点 7 でやるのかもしれませんが、個人情報関係の話、それから透明性の話のほかに、民事の重過失がない限り免責になるというものを検討するのかなというふうに思いました。ただ少し難しいのは、情報管理機関から直接出ていくわけではなくて、そこから利活用機関に行って更に出

ていきますので、情報管理機関の仮名漏れの責任を問うために重過失が要るのかという議論はあるかと思えます。ただ、全量でするので絶対に仮名漏れは起きますから、起きたときに安心して業務をできるようにはしておいたほうが良いかなと。それは国賠の求償の場合の要件が厳しくなっているのと同じように、安心して業務はしていただいた方が良くないかなというのがあります。

それから、今小塚先生からあった話で、一つの機関で法律家が理事等にいた方が良いのではないかという話ですが、これは例としては消費者法の特定適格消費者団体は確か弁護士が理事等にいることというのが要件になっているので、同じように参考にしてよいのではないかと思えます。これは扱うものが裁判例ですから、裁判例が分かる人が扱わないと適正な業務はできませんので、要件としては重要なかなと思えます。そのほか透明性の問題がありますが、それは論点7以降でコメントしようと思えます。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

私も論点7の先取りになってしまうかもしれないのですが、最初に町村先生がおっしゃったように、情報管理機関の仕組みが、本来は民間主体で自由にできるべきところに法の規律を及ぼすという建前になるのか、それとも湯浅先生がおっしゃっていた動物愛護法の例のように、これは指定法人とか委任行政といった形で議論しているものの一つだと思いますけれども、もともとは環境大臣が行うとされている法律上の事務の一部を民間の法人を指定して代行させるという仕組み、要するにその事務は本来行政の事務だということからスタートする仕組みになるのか。民事判決情報を世の中にオープンにしていくというところの大本の性質を、公の事務だというふうに見るのかどうかというところが理論的には問題だと思っております。私は特段はっきりとした答えを持ち合わせているわけではないのですが、前回、前々回と申し上げたとおり、やはり民事判決情報というものの自体は、裁判所が国家機関としてやっている裁判作用の結果出てくるものですので、それを世の中にオープンにするのもやはり国家の事務だというふうに見た方が素直だと感じていまして、そうすると指定法人のようなスキームとして組んでいくというのがしっくりはくるようです。ただ、情報管理機関がやるべきことに応じてもう少し細かい議論が必要で、民事判決情報を仮名化して外に出すということに限ってみれば、先ほどのような形で公の事務だという性質が強くなるように感じるのですが、他方で前回議論されたように、メタデータを付与するなどしてより使いやすいオープンデータを作るのだという側面に光を当てますと、これは民間の創意工夫によってより良いサービスを作っていくべきもので、最初から民間の事務だというように位置付けても違和感がさほど大きくはないようにも思えます。全体をどう整理できるかはまだ考えが煮詰まっておりますが、その事務は本来裁判所が国家の事務としてやるべきことなの

か、そうではなくて民間が本来自由にできるところに法の規律をかぶせるという話なのかということの整理が先決問題なのだろうという趣旨で、これが情報管理機関の位置付けに関わりますので、改めて申し上げた次第です。特段の結論がなく申し訳ないのですけれども、以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

ありがとうございます。少しレベルが違うのかもしれないのですけれども、消費生活センターを民間に委託するというケースがありまして、それを法律上の要件を決めてOKにするという時に大分議論がありました。消費者の方からの相談は、プライバシーであったり個別具体的な話の聞き取りをしますし、それから国民生活センターが運営しているPIO-NET データを自由に検索できるという状況にありますから、それを株式会社が利用するといった場合、自社の本来の営業に利用するのではないかという懸念もあって、その点について大分私たちは反対をしたりしたことがありました。現在、消費者安全法の中で一定の条件を付けて行うということになっていて、株式会社は1社だけやっていますけれども、多くは一般社団であるとか、古くから歴史的に相談を受けているような団体がやっています。一般消費者の方は行政が運営しているからこそ信頼を得て話をしてくれるというところがありますので、やはり情報管理機関については適格性については十分検討していただく必要と、やはりコストであったり入札であったり、そういうことを行うことによる弊害というのがありますし、一方で経験していくことで技術的なことが蓄積されていくということもあるのではないかというふうにも思いますので、適格性を審査して制度化するということについては賛成ということでございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは中原委員お願いいたします。

中原委員：

1点目はつまらないことでありますけれども、論点6、情報管理機関の適格性を確保しなければいけないということは異論がないですし、それから民事判決情報の提供プロセスについて法整備をする必要があるということも異論がないのですけれども、この論点6自体の書き方が大分分かりにくいところがあるのですが、情報管理機関の適格性の確保であったり、その前提としての情報管理機関の民事判決情報の包括的提供であったりというのは、図で示されている民事判決情報の提供プロセス全体の一部に過ぎないと。なので、提供プロセス全体について、契約で縛らせるような選択肢をとる部分も含めて、適切なものとなるように全体の法整備をする必要があるというのが財団PTのWGで示された方向性であったように思いますので、全体についての法整備というのは念のため確認した方が良いかなというふうに思いました。

それから二つ目、論点6、7のどちらか分かりませんが、情報管理機関について

は、民事判決情報の包括的取得と管理を担うというのにふさわしい、論点6に挙げられた諸々のリスクを極小化し得るような事業者でなければならないという入口の要請がある一方で、情報管理機関の活動であるとか、事務処理等の適切性をどう確保するかという、制度運営の過程における監督の問題もあるように思います。第4回は、私は書面の意見を提出した上で欠席してしまったのですが、議事録をざっと拝見しますと、情報管理機関と裁判所の関係はどうか、あるいは行政機関との関係はどうか、正に大本に異委員の御指摘の問題はあると思いますが、そういうことが再三指摘されていたように思います。情報管理機関を一元化するというにはあまり異論がないようでありますので、それをどのような組織にするかということを中心に、情報管理機関に対する監督について具体的に議論する必要があるのではないかというふうに感じました。今後議論することがあるのかもしれませんが、一応確認しておきたいという趣旨の発言であります。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。宋戸委員お願いいたします。

宋戸委員：

大体先生方におっしゃっていただいたことで、論点6についてはかなり出そろってきているかなと思ったところでございます。大きく四つあるのだらうと思います。

第1は、異構成員がおっしゃった、今回の民事判決のデータベース化を国家事務あるいはそれに関連するものとするか。当然その場合には監督を含めた規律が必要ではないかということであり、この場合には法整備が当然に必要であるということがまずあるかと思えます。これが前提でございます。

2点目は、ここに書いていただいているとおりなのですが、民事判決のデータベース化に伴う様々な、本日前半で御議論ありましたリスクに対応するという意味での適格性になるかと思えます。その際に、これが一般的なビジネスの世界であるとするならば、一般的なビジネスに関する法の規律、民法でありますとか個人情報保護法で足りることなのかもしれませんけれども、先ほど申し上げた前提となる第1点、国家事務の性格が強いのではないかということを考えれば考えるほど、これについてしっかりした法的な規律が必要である、この単体でのガバナンスが求められるということになるのではないかということでもあります。

それから3点目は、板倉構成員がおっしゃいましたことに関わるのですが、このような公的な性格を持ち、ガバナンスが求められる機関であることと、その機関は何のためにこれを作るかといいますと、データベース化をして民事判決のデータの適正な流通・活用を図るといった観点から、ここに一定の責任の免除でありますとか、一般法による規律の特例を定める、免責や個人情報保護法上の例外等ということが恐らく必要になってくるのではないかと。そういう意味での特別な免除といいますか、法的な効果を検討する必要がある。もしそういうことをやるのであれば、やはり立法が必要になるのではないかと。こ

とが3点目でございます。

最後に4点目は、今までもございましたけれども、他の機関とこの情報管理機関の関係でございます。第一次的には情報利活用機関と管理機関の関係を適正に整序する必要がございます。その中には、このプロセスが全体的にうまくいくように、今管理機関とその提供を受ける利活用機関の間の、例えば契約の在り方等について一定の規律をすることであるとか、例えば法務省において基本約款のようなものを認可するとかいろいろなことがあり得るかと思えますけれども、この管理機関と利活用機関の間の関係を規律する、それによって適正な流通・活用を図るといことがございます。また、法務省あるいは裁判所、場合によっては法律家集団、例えば弁護士会との関係をどう規律するかといったことも必要になり、別に法的な規律をしないで何となくうまくいくということでも一つの手なのかもしれませんが、国民に対してしっかり判決データを流通させる公的な基盤であるということとの関係では、やはり全国民の意思の表明たる国会の法律を仰ぐというのが適正ではないかと思えます。とりわけここでの問題が、三権分立の一翼を担われる裁判所、司法、行政、また市場といいますか、民間の関係を規律することになりますと、これは憲法で何か規律するというのでなければ、その三者間の関係を規律するという意味で国権の最高機関たる国会の御判断たる法律という形で関係を適正に整序するというのが、権力分立上も求められるのではないかと私は考えております。長くなりましたが以上4点の観点から、法整備が必要であると同時に、具体論を以後いろいろ検討していくというのでよろしいのではないかと、先生方の御意見を踏まえながら申し上げる次第です。私からは以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。最後に宍戸委員から適切におまとめをいただいたように、この論点6の書き方、情報管理機関の適格性を担保するということが法整備をする必要性の根拠かということについては様々な御意見があったところだと思いますし、そのほかにも法整備が必要な理由というのはあるのではないかと御意見が多かったように思いますけれども、結論的には法整備を図ってこのスキームを作っていく必要があるということについては、御異論は多分なかったように承りました。ということですので、論点6については、何か資料を作るときには少し違う書き方をする必要があるということかもしれませんが、法整備を前提にして今後当検討会としては議論をしていくというベースラインについては委員の皆様のコセンサスがあったということを確認して、次に、この後論点7、更に8もそうかもしれませんが、それについても今委員から既に御意見があったところかと思えますけれども、更に議論を続けていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、既に御意見を頂戴しているところでありますけれども、論点7につきまして事務局の方から御説明を頂けますでしょうか。

事務局：

渡邊です。事務局作成資料のスライド14を御覧ください。論点7は、情報管理機関の適格性を担保するための方策について御議論をお願いするものです。情報管理機関の適格性を担保するための手段としては、一定の要件を法定し、その要件を備える者を情報管理機関として指定するなどといった規律を設けることが考えられようかと存じます。このような規律を設けることについて、また、規律を設けることにした場合にどのような点に留意する必要があるのかという点について、幅広い観点から御意見を頂きたいと考えております。

スライド15を御覧ください。第4回会議での御意見でございます。情報管理機関に求められる適格性の一つとしては、訴訟関係人のプライバシーを主とする権利利益への適切な配慮が求められるところかと思えますけれども、検討の視点として訴訟関係人のプライバシーリスクについては、裁判の公開原則を踏まえて丁寧に議論する必要があるとの御指摘を頂きました。また、裁判所や行政機関としての法務省が担う役割に関する御指摘ですとか、情報管理機関が民事判決情報の利活用も行う場合に関する規律を設ける必要性や、事業の継続性の観点から許認可の取消しがされたときに、民事判決情報データベースの運用の担い手がなくならないように手当てをする必要があるのではないかとといった御指摘もありました。

スライド16を御覧ください。論点7に関連するほかの御意見として、情報管理機関に求められる公平性という観点から、国民が差別されることなく民事判決情報にアクセスできるような環境整備が必要であり、そのためには一般の国民を含めて、悪用の可能性などがない限り情報管理機関にアクセスできる仕組みを設け、情報管理機関に対しては、利活用機関を公平に取り扱うような義務を設けるべきではないかとの御意見を頂きました。また、国民が差別されることなく民事判決情報にアクセスできるような環境整備の一方法として、一般国民に対するアクセスを認めるほかに、図書館や法テラス等営利企業ではないセクターが利活用機関になる道を開き、こうした利活用機関を通じて、国民が差別されることなく民事判決情報にアクセスできるようにするというアイデアも頂戴したところでございます。

スライド17を御覧ください。情報管理機関の適格性を担保するための方策や規律を具体化するための留意事項については、既に様々な御意見を頂いていたところでして、本日も論点6の御議論の中で更に御意見を頂いたところでもございますけれども、なお付け加えるべき留意点、検討の視点のようなものがあれば、是非御意見を賜りたいと存じます。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。そのようなことですので、もしこの点につきまして追加的な点やお気付きの点等ございましたら、御自由にお出しいただければと思います。鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。司法書士の鹿島です。先ほどの論点7に対する小塚委員と町村委員のコメントについて、私の方からも申し上げたいと思います。民事判決情報が公共財である以上、やはり広く国民がアクセス可能でなければならないというところは異論がないところでございますが、ただ、一般の一人一人の国民が情報管理機関のような所に大量なデータを目的としてデータを取得して利活用するようなニーズというのはあまり多くはないかと思うのですが、特定の判決情報を見たいというニーズはあるかと思えます。例えば法務局の登記簿の情報というのは、法務省が指定している一般財団法人民事法務協会によって運営されている登記情報提供サービスというサービスによって、インターネット上で各自のパソコンからそういった登記簿と同内容の情報を取得することというのは現状可能になっております。情報管理機関がいわゆる判決情報のばら売りのようなことをするのは、やはり今回の検討会の趣旨であるとか実務上の様々な障壁を考えるとあまり現実的ではないかと思うのですが、公益性のある団体が利活用機関として判決情報を1件いくらかという形で個人に提供する機会を保障するということが大切だと思っております。民間のデータベース会社は、当然判決情報に様々な付加価値の情報であるとか、検索における付加機能を付けてサービスを提供するものと考えますし、現状サブスクリプションのような形の契約で御提供している場合がほとんどだと思いますので、登記情報提供サービスのように、個人が1件いくらかという形で情報にアクセスする機会を、公的なセクターが機会を保障するというところも検討が必要ではないかというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

国家事務として行うかどうかという論点に関して少し気になっておりますのは、結局この情報管理機関の業務について監督するのは一体どこになるのかということです。例えば、公益社団法人・公益財団法人は内閣府に所管があるわけで、もしそれらの団体が指定されて業務を行うとなると、内閣府が多分所管することになるのだと思います。もっとも、業務内容が判決の内容、あるいは判決のデータ管理をどのように適正に取り扱うかということなので、それを内閣府が監督するというのも少し違うのではないかと感じております。裁判所の司法行政事務の一つとして指定されて、上記の団体が業務で動いていくことになると、監督するのは裁判所ということになるのかどうかも気になります。その場合はどこの裁判所になるのでしょうか。ほかに関わる機関があるとするならば法務省なのかなという感じがします。この図で見ると、裁判所、情報管理機関という順番で情報が流れていますので、法務省はここには関わっていないということになるように思われます。監督という視点から少し整理される必要があるのではないかと考えました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。どういう規制を課していくのかという話だと思いましたが、四つぐらいあるのかなと思ひまして、一つは法務省が監督するとして一般的に何らかの指定をする際の規律ですね。それについて指定をし、場合によっては指定を取り消すといったような、団体を指定する際の規律が一塊。

それから、個人情報保護法の特例という形で書くのか、もしくは個人情報保護法というのは情報の流れがしっかり法律に書いてあればそれには背後に引けますのでそれで書くのか、この場合は情報管理機関と利活用機関と、それから一般の判例データベースの個人情報保護法との関係を見ながら、要するに前者二つは情報の流れだけ書いてあるという形にするのか、途中の議論では利活用機関も著述の除外でやろうかという話もありましたが、これを決めないといけないというのが二つ目。

三つ目は、透明性担保のようなものを入れた方がよいと私は思ひて、1社にするのであれば例えば苦情が何件あったとか、何件裁判所から受け入れて、何件仮名化して出したとか、その項目にもよりますけれども、アニュアルレポートみたいなものを出していただく。それは国会まで報告ということにするのか、それは一番厳しいものですが、単に公表するという形にするのか。それから場合によっては J-LIS などがそうですけれども、年間計画のようなものを作ったりするわけですが、そういうところまでやるのかどうかということも含めて検討しなければいけない。

四つ目は民事の免責のところですね。実際は利活用機関を通じて出ていくので、ここの仮名化ができていなかったことで、出ていってしまったことが直接情報管理機関の権利侵害なのだということになるかということ、なかなかならないような気はしますが、しかしながら重過失がない場合の免責は入れておいた方がよいのかなというようなどころがありまして、四つぐらい具体的な規律で必要な部分があるかなという意見です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この規律の具体化、内容ですね。法律で規律するとしてどういうことを規定するかということについて、いくつかの御指摘あるいはアイデア等を頂いたかと思ひますけれども、今後の検討会の議論の中でそれを具体化していただきたいというふうに思ひます。続きまして、関連するところもあるかと思ひますが、論点 8 について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。事務局資料のスライド 18 を御覧ください。論点 8 は、情報管理機関の適格性を担保するために求められる事項について御議論をお願いするものです。財団 PT では記載のとおり、仮名処理における訴訟関係人の権利利益と公益の適切な調整、民事判決情報の適切な管理、利活用機関への公正かつ適切な提供、適切な事後的是正手段の確保とい

ったことが求められるという議論がございましたが、ほかに求められる事項があれば御教示いただきたいと思いますと考えております。

スライド 19 を御覧ください。第 4 回会議での御意見となります。財団 PT で指摘されてきた事項との関係では、仮名処理における訴訟関係人の権利利益と公益との適切な調整に関連することになるかと思えますけれども、一定の加工技術のある団体を情報管理機関とする必要があるのではないかとの御意見を頂きました。情報管理機関における仮名処理等の加工の過程で民事判決情報の真正性が失われたり、検索性が低下したりすることのないように留意する必要があるのではないかとの御意見も頂きました。

スライド 20 を御覧ください。論点 8 を再掲したものとなりますが、情報管理機関の適格性を担保するために求められる事項につきまして、これまでの御意見あるいは本日も追加的に頂いた御意見のほかになおアイデアがあるようでしたら、この際にお示しいただけたらと考えております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点 8 についても御自由に御意見等をお出しただければと思います。町村委員お願いします。

町村委員：

仮名処理の前提として、どのような基準で仮名処理をするのかということ、ほかにも議論の場があるのかもしれませんが、この論点 8 の所で示された部分に関連して言うと、仮名処理が一定の水準でなされたとしても、それでは足りないから追加的に推知情報等を削除してほしいとか、あるいは仮名処理のし過ぎがあるとか、そういったときにどうするのかというのは、結局どのような方針で仮名処理をするのか、あるいは追加的に仮名処理をする場合があるのかないのか、そのときにどういう基準でやるのかということも考えておかないと、そもそも不服申立てのようなものを受け付けるかどうかということも決められないなというところが第 1 にあります。具体的には、例えば現にプライバシー侵害が拡大しているようなときに、その人に対して特別扱いするのかですね。よくあるケースでは、忘れられる権利を主張して前科情報を消してくれというような人が、自分の載っている判決を非公開にしてくれと言ってきたときにどうするか。しないということになるのではないかなというふうに思いますが、それをどうするかというルールは決めておく必要があるかと思えます。

それからもう一つは、その際に手続で仮名処理について異論のある人が申立てをしてきたときに、それに対して一定の決定を情報管理機関はするのだろうと思うのですが、その決定というのはどういう性質なのか、行政決定のような形なのか、民間機関だというふうに考えるとそのようにはいかないかもしれませんが、国家の活動を代わりにやっているのだという位置付けになると、一種の行政決定のような形で、それに対する不服というのは認められないか、あるいは処分性があるものだったら司法審査に係るのか、そういうようなルール作りなども必要なかなというふうに思っているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

これも論点 7 で言うべきだったのかもしれませんが、論点 7 は私の前の意見をいろいろ拾っていただいていたのでここで申し上げますが、この監督といいますか、適格性については、組織全体についての話と、それからこの判決情報に関する話でそれぞれコメントがあります。

判決情報の話を先に申し上げますと、これはどう決めるかによるのですが、一般的には情報管理機関から仮名化処理されたデータが出ていくとしても、例外的には、そうでないデータへのアクセスを認める場合があってもよいのではないかと私は思っています。町村先生がおっしゃった仮名化の仕方ですら事後修正をするという話ではなくて、それはそれで大事なことで私はこれにずっと賛成しておりますけれども、例えば機械学習等を Legalscape が開発するために機械には生のデータを読ませる必要がある、これは仮名化処理したものだとしてもどうしてもうまく学習できないというようなニーズが仮にあったとして、そういうときに、機械が読んだので機械に学習させた人は見ようと思えば見られるかもしれませんが、それは見ないという誓約書か何かを書かせた上で、機械には生データを読ませるといったようなことがあってもよいのではないかと。もちろんそういう場合を例外的に認めていいかどうかというのは慎重に判断しなければいけませんけれども。そのようなことが仮にあるとすると、情報管理機関は仮名化処理後の判決データとは別に、生の判決データもずっと保存するというようなことにもなるのだらうと思います。そういうことを認めるかどうかということもありますし、仮に認めるのであるとすれば、そういうデータの保存あるいは保管の体制のようなことについても考えていかなければいけない。それをどこまで法律に書いてどこまで下位の規範に落としていくのかというようなことが、ここで一つの問題になるのだらうというふうに考えております。それが民事判決情報に関してこの方向で考えるべきだと思っていることです。組織自体の運営について、あえてガバナンスと申し上げておきますが、財務的におかしくならないようにということはこの資料にも出てくるわけですが、そのこととの関係で、例えば誰かがお金の使い込みをするとか、そういうようなことがあってはならないのですが、仮にあったとしても早期に発見して是正をさせるということが必要になります。そういうような組織としてのガバナンスの監督ということも必要になります。先ほどから少し要領を得ない申し上げ方をしておりますが、私は先ほど小町谷先生が言われた、誰が監督するのかとの関係が今どちらに力点を置くかで少し変わってくるかなという気もするのです。つまり、ガバナンスの話は、ある意味ではある程度早い段階で介入した方がよいところもあって、そういうことと言うとある種機動性のある、例えば裁判所よりも法務省の方が適切であると、その部分だけを取れば言えると思います。他方で、判決情報の処理についての在り方、それを規律していくことを考える、あるいは次の論点辺りで出てきますけれども、

利活用機関との間の契約について、例えばその契約を承認するとかいうようなことを仮に仕組みとして組んでいくとすると、それは司法制度の中での判決情報の提供についての監督なので、行政機関である法務省がそこに出てきていいものかどうか。とりわけそこに法律家の代表として情報管理機関が出てくる、もっと端的に言えば弁護士会のようなものがかなり前面に出る形で関与するとなれば、そこに法務省というのはやはりおかしい気がして、裁判所でなければならないのではないか。そういう意味で言いますと、監督にはガバナンスの面と民事判決情報の内容に関する面の両面があるのですが、どちらに重点を置いて規律していくかによって監督機関がどこであるべきかということも変わってくるかもしれない、そのようなことを考えております。私の頭の中には、今申し上げたような一応のイメージはあるのですが、恐らく先生方の中には違うお考えの方もいらっしゃると思うので、一体いつの段階でどうやって決めるのかということを考えていかないと、それぞれの立場で意見を言っても何となくかみ合わないこともあるかなと思いますので、その辺りの進め方も少しお考えいただければと思った次第です。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

私も論点7と8の交錯領域のような話をさせていただくことになりますが、先ほど来何度か出てきている、情報管理機関というものに法的な網を掛けるとして、それを監督する機関は法務省になるのか、内閣府になるのか、裁判所になるのかという話は、情報管理機関にどういう性質の業務をさせて、かつその機関のガバナンスをどのように仕組むかということに関わるかなと思っています。機関のガバナンスという点なのですが、先ほども少し指定法人の仕組みについて申し上げましたが、指定法人という仕組みを作るにしても、どういう法人に指定されるべき適格を認めるかというのは一義的には決まりませんで、公益法人に限定するという例がいまだにそれなりにあると思うのですが、湯淺先生が御紹介された動物愛護法の事例は、一般社団法人又は一般財団法人でよく、必ずしも公益法人ではなくてもよいということになっております。指定されるべき法人の範囲をどうやって決めるかという点にまずバリエーションが認められるということです。もう少し広くとると、独立行政法人や特殊法人のような仕組みと、民間の法人の形態をとってそれを指定するという仕組みでは、ガバナンスと監督の構図が全く違うのですが、今回は指定法人のスキームを活用するという話であれば、先ほどの小塚先生のお話のような流れになるのかなと思ったところです。他方で、実質的な問題は、その法人の意思決定権限を誰に認めるか、それを監督する主体をどこにするかという話で、そこは法人の性質によって一定の方向付けはもちろんされるわけなのですが、立法政策として調整できる部分も多いと思いますので、比較的広いバリエーションがある中から選ぶということになるのだろうということを考えておりました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

二つありまして、一つは小塚先生が御指摘された「生データを使う必要があるのではないか」という部分で、これは同じような議論が宍戸先生が座長であった次世代医療基盤法の方であって、あちらでは基本的には匿名加工医療情報にしてでしか出せないという話だったのですが、それだけですと薬事の承認だと元の生データに戻らないといけないというので、今回の国会の改正で例外を設けているというのがあります。なので、生データを使う必要がある場面というのは検討した方が良いと思います。御指摘があったビッグデータのほかに、この間ヒアリングがあったマスコミですね。こちらは正確な裁判例を入手する必要がある場面があるかもしれませんので、要件を定めるのがすごく大変だとは思いますが、論点としては把握しておいた方が良いのかなというのがありました。

もう一つは、誰が監督するのかという問題で、弁護士会に近いようなところを法務省が監督するのはどうなのかというのはあることはあるのですが、ただそれが全く行われていないかという、ある事務に関しては監督されるというのはいり得るわけでありまして、例えばADRで弁護士会が認証ADRになると、それは法務省からの監督は当然ありますし、あとは5条研修というものがあまして、司法試験に受かった後に弁護士にならずに学者とかになられた方が研修を受けるというのがあるのですが、その5条研修の指定機関は日弁連になっているのですけれども、それは多分日弁連がちゃんとやらなければ法務省から怒られることはありますので、事務を限れば、弁護士会や日弁連やそれに近い団体が法務省の監督を受けるといっても、それは別に弁護士自治を害する話にはならないから今存在しているのかなというところは一応情報提供としてはお伝えしておきます。別に法務省の監督を受けるのがうれしいとかそういうわけではないですけれども、裁判所はそもそもそういう機関ではないから難しいとすると法務省で事務を限ってやるということが従前の弁護士自治等と完全に反するのでできないというわけではない、という情報提供です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

民事判決情報の適切な管理については、相当な量のデータになるので、当然クラウドで管理することになると思うのですが、そのクラウドは管理の委託という形になるはずで。そうしますと、例えばこんなことはあってはならないとは思っているのですけれども、大きなクラウドサービスで万が一情報が流出した場合、どのような形で情報管理機関が責任を負担するのかという論点は、大きい論点ではないとは思っているのですけれども存在するのではないかと思います。

また、忘れられる権利でデータベースから削除してくれというような依頼があったと

きにどう考えるかというような問題提起が町村先生からあったかと思います。ここで議論すべきなのかどうか分かりませんが、基本的に報道機関と同様に考えればいいのではないかと私は考えておりました、忘れられる権利では、報道機関が保有している報道されたデータ自体を削除できると思われている方もおられるかもしれませんが、欧州で認められた忘れられる権利は、報道機関のデータを削除せよというような話ではありません。つまり過去にそういう判決がなされたという事実、そしてその内容はとても大事なものであるため、年月が経ったとしてもそれを削除してくれというのは成り立たないのではないかと私自身は考えておりますことを付け加えさせていただきます。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

実は論点6から8は相互の関係性がよく分からないとされているところがありまして、ほかの先生方からも御指摘があったかもしれませんが、論点6～8全体にまたがるコメントとしていくつか申し上げたいと思います。

まずは、やはり情報管理機関の規制の在り方というのは、そもそも情報管理機関に何をさせるのか、どういう情報を扱わせてどういう業務を認めるのかという全体のスキームに関わるのではないかとこのように思いますので、その点を確定させてからでないと、個別の規制内容について決めることはできないのではないかとこのように思います。特に問題になりそうなのは、利活用機関との関係性で、利活用機関と情報管理機関の間でどのように業務分担をするのか、全体の情報の流れの中で誰がどのような権限を有し、義務を負っているのかということを確認した上でないと、情報管理機関がどこまで行う必要があるのかということが決まってしまうように思います。これはセキュリティの問題もそうですし、情報のガバナンスの問題もそうですし、例えばエンドユーザーで利用されている情報について、元データに誤りがあるとか仮名漏れ等の問題があるというような指摘があったときに、恐らく情報管理機関まで遡って訂正をしなければいけないのだと思うのですが、その辺りの訂正スキームをどのように組むのかということも、それぞれの機関の権限や義務が全体として調整される必要がありますので、その全体の配分を決めてからでないとなかなかうまくいかないのではないかとこのように思います。それが1点目です。

それから2点目ですが、まず生データの利用が必要ではないかというのは、私もそのように考えております。特に医療情報に関しては、生データに遡ることが基本的には必須だと考えられておりました、この場合にも、恐らく生データを使うような利活用スキームを別に作るということであれば、当然に生データを使うということになると思います。ただ、仮にそうでなかったとしても、仮名化に問題があり修正する必要があるという場合には、生データに立ち戻ってそれを参照しながらどこがまずかったということを見直さなければ

ばいけなくなります。その参照元の生データを消してしまっただけでは仮名化の修正ができなくなりますので、それはやはりまずかろうと思えます。その場合の生データを全ての情報管理機関でそれぞれ持つという形にするのか、それともどこかの指定情報管理機関のようなどころだけが生データを持っていて、ほかの情報管理機関はその指定情報管理機関に生データの開示を求めるような手続にするのか、そういうようなことも一応制度設計としてはあり得ると思えますので、その辺りも含めて今後議論する必要があるとは思いますが、いずれにしてもどこかで生データを保管しておく必要があるだろうというふうに思います。

それから、監督権者に関しても私の理解では、ここでの監督権者というのは業務の監督をする人でありまして、そのスキームにのっとった権利義務を前提として適正な業務執行を行っているのかということを経営している人ですので、法人としての監督権者とは当然切り離される話だろうというふうに思います。したがって、もともとの法人としての監督権者が内閣府であろうと法務省であろうとどこであろうと、それとは無関係にこの業務に関する監督権者というのを決めるべきだろうと思えますし、それで何ら問題はないだろうというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

ありがとうございます。さほど新たに御意見を付け加えるものでもないのですが、2点ございまして、一つは生データに関してです。これまでいくつか例が出ておりましたけれども、ヒアリングで研究者からも指摘がありましたように、正確な日本の司法の状況を把握する、あるいは今後の司法運用の在り方についての的確な提言を行うこととの関係で、仮名処理では属性等が完全には分からないという部分があり得ますので、そういった必要がある場合に生データの提供をするという例外規定を管理機関の法律事項において考えていただくということは重要かというふうに思っております。例外に関して共通することですけれども、その際には判断プロセスの透明化が非常に重要と思えますので、管理機関外の者が第三者的に考えるということもあり得ることかと思えます。

それからもう1点は、関連することで今正に御指摘があった点ですが、生データを誰がどう保持する義務を有するのかということも一つ問題になるように思われます。これは本来裁判所も保持していただければ良いのですが、なかなかそうもいかないということだと、この情報管理機関あるいは今御提案になったような指定の利活用機関が保持するということかもしれませんが、いずれにしてもこれはきちんと義務として定めた上でその安全性についても担保するということをしないと危ないのかなというふうに思います。それは、本来は裁判所がやる仕事を請け負うという部分もあるのかもし、機関の性格付けにも影響することかもしれないので、どこまで強調すべきかは迷いのあるところですが、その点も重要と思えますので御指摘だけさせていただきます。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。中原委員お願いいたします。

中原委員：

論点 8 に書かれている様々な事柄は、最初に理念が挙げられていて、その後に管理、提供、事後的な規制、その適切性が求められる。これは言うてみれば当然の話でありまして、そのほかに適格性を担保するために求められる事項はあるかというふうに聞かれると、ここに書かれているもので一次的には網羅的になっているように思われるわけですが、しかし重要なのは、今までの議論の中で現れた、それぞれのものについて要求される具体的な、義務の形になるのかもしれませんが、具体的な内容だと思いますので、こういうような抽象的な形でまとめるのではなくて、それぞれの具体的な内容をリストアップするという作業が必要なのではないかなというふうに思いました。先生方の議論に特に具体的な内容として付け加えることはありませんけれども、しかし 2 点だけ言えば、一つは管理というところに関わると思いますが、セキュリティ、特にサイバーセキュリティ上の要件を満たすということは、情報管理機関にとっても非常に重要なことであろうというふうに思います。

もう一つは、プライバシーへの配慮というのがどうも重く、挙げられ方から見ても中心であるように思いますけれども、そもそもの制度目的であれ、国民の知る権利の保障であるとか実現に寄与するという点が、相対的に弱くなってしまいうような印象を受けますので、その具体的な事項の列挙に当たってその点は十分に配慮すべきなのかなというふうに思います。具体的にどういうふうな要求事項になるのかは分かりませんが、上に湯淺委員の指摘されている技術水準の要請の文脈にそのことを反映するということになるのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

再度申し訳ありません。監督機関の話が出ましたので少し付け加えると、個人情報の関係がいろいろ出てきますので、個人情報保護委員会にも見てもらうということも検討してよいと思います。通常は個人情報保護法以外の個人情報保護部分で個人情報保護委員会自身が出てくるということはあまりなく、サイバーセキュリティ基本法とかで合議をかけるといったような抽象的な業務はあつたりしますが、しかしこの情報の管理というのは三権のベースになるものだという点だとすれば、はっきり言ってしまうと法務省だけで監督するのがつらいと、だから専門家が必要なのだという観点から個人情報保護委員会にもその部分はチェックしてもらうというような設計もあり得るかなというのが意見です。

山本座長：

ありがとうございました。おおむねよろしいでしょうか。論点 6 から 8 全体にまたがって様々な意見を頂きました。監督者をどういう形で考えていくのかというようにお話、あるいは生データのことについてもかなり御議論をいただいたかと思います。この論点 8 については、抽象的には公平で、基本的にはそういうことなのだろうなと思うけれども、それを具体化すればどうなのかというところが重要ではないかというのは誠にごもっともな御指摘で、それは今後ここで詰めていくということになるのかと思います。また、利活用機関の義務と情報管理機関の義務の調整と申しますか、どういう役割分担になるのかということも重要だという御指摘もございましたので、それにつきましては、続きまして論点 9、あるいは 10 もそうかもしれませんが、利活用機関との関係のところでも更に御議論をいただければと思います。とりあえず論点 8 についてはこの程度とさせていただきます、引き続きまして、論点 9 につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。事務局作成資料のスライド 21 を御覧ください。論点 9 は、訴訟関係人のプライバシーリスクへの対応の観点はもちろんのこと、他の観点からも利活用の適正化を図るために設けるべき規律の在り方について御議論をお願いするものです。

スライド 22 を御覧ください。第 4 回会議での御意見でございます。まず、民事判決情報を有償で取得して利用する利活用機関の権利を適切に確保・保護する観点からの御意見を頂きました。また、訴訟関係人のプライバシーリスクについて、裁判の公開原則を踏まえた上で、情報管理機関においても一定程度の手当てが行われることを前提にすれば、利活用機関に求められる適格性としては、公平な利活用を確保する観点からは、厳格な規律を設けるのではなく、取り扱う情報の内容に照らした適切な行為規範を設けるのが望ましいのではないかと御意見も頂いたところでございます。

スライド 23 を御覧ください。論点 9 を再掲したものとなりますが、利活用の適正化を図るためにこれまでに示された御意見に付け加えるべき事項があれば、なお皆様からアイデアを頂戴できればと存じます。以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点 9、利活用の適正化を図るための規律ということですが、この点につきまして御自由に御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。すみません、先ほど論点 7 のところで申し上げたことはこちらで申し上げるべきであったかと思ひまして、その点も付け加えさせていただきます。この利活用機関に関して適正化を図るための規律をというところで、利活用機関として二次利用に関する制限や責任というところをあまり重くしてしまうと、やはり利活用の可能性というのを狭めるのみならず、やはり利活用機関自体の参入の障壁になり得るのでは

ないかというふうに考えておりました。資料に載せていただいている御意見等も見て、例えば司法書士が利活用機関になるとかそういったことを想定すると、どうしてもリスクの部分などを検討するとやはり参入しない方が良いのではないかというのは、どうしても報酬的なところが想定されるかと思えますので、そういったところで、より適正化を図るべきではありつつも、利活用を促進させる意味でも、責任の在り方であるとか契約の内容というところの参入障壁となるようなものを設けるといふところはやめた方が良いのではないかなというふうに考えております。ただ一方で、情報漏えいの点であるとか、匿名化処理されていなかったものを提供してしまった場合どうするのかとか、そういったところは情報管理機関の責任であるとか、そういったところも関係によって考えていくべきものかとは思いますが、まとめて議論すべきところかなというふうにも思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

利活用機関に対して利用目的みたいなことを求めるのだろうかということをお前回私はあまり考えていなかったのですが、論点 10 の方にそれとやや関係する話が出てくることもあって少し考えているのです。それで、全く何も言わなくてもいいかという、ある程度何か形式的には一応利用目的などを言わせた方が良いのかなと。やはり何をするか分からない人はどうも世の中にはいるみたいなので、そういう人を排除するという意味で何かはあった方が良いのかなと思う反面で、しかしそれを限定してしまうということは、やはり民事判決のオープンデータ化ということの本来の趣旨とは違いうらうというふうには私は思います。もちろん利活用機関として典型的には商業データベース会社が想定されているわけですが、それに対して、例えば無償で独自の配列によるデータベースを作りましたというような人が出てきてもいいし、そうすることが逆に日本における法あるいは法律学、あるいは法実務の発展に資するかもしれないわけですし、そういうようなことも考えると、批判とか独自の分析・評価を加えたものを作り出す。今鹿島先生が言われた二次利用はそういうことかもしれませんけれども、こういうようなことも広く行われるべきことであって、それを限定するとなると、それこそ学問の自由とか表現の自由にも関わることである。これは論点 10 のところで御発言が引かれています。ということをお考えますと、抽象的には一応目的は申請させるとして、それは非常に抽象的な記述であってもよい、その際にせいぜい公序良俗に反するような利用はしませんというようなことは一応誓約してもらって、それ以上のことはなくてもよいのかなという気が今のところしています。

そうすると今度は、情報管理機関と利活用機関との間の契約の内容が、論点 9 で適正な契約というふうにお書かれているのですが、具体的にどんな内容であれば適正な契約なのだろうかということがまた非常に迷うところでもあります。ここでも私がイメージしている

具体的なスキームの話を少し申し上げてしまいますと、私の考えでは、ある程度の資格を持った主体、判決データベース会社とか判例出版社などは一つ、それから大学のような組織としての研究機関、これも一つ、それから弁護士会とか司法書士会とか、あるいは法律事務所・司法書士事務所等の法律専門職の組織が入ってくるかもしれません。こういうものに対しては、基本的に今申し上げた公序良俗に反しないという程度のことを誓約していただければ自由にお使いいただくということでよいのではないかと。一般の個人として利活用機関になることを主張して情報管理機関にアクセスしてくるという場合には、もう少しそこは高めのハードルを書いてもいいのかなという気がしています。町村先生は、それを排除してしまって個人はエンドユーザーとして使えというお立場だと私は理解していますがけれども、それもそうなのですが私はそこまで言わなくてもよいかなと思ってはいますけれども、いずれにしてもその場合にはこの契約内容は少し厳しくなっていくというふうに考えます。

そして、先ほど幸いなことに、生データに遡る場合があるということを何人もの方に御賛同いただきましたけれども、その場合については、これは利用目的とか対応とか情報管理の仕方とかをきちんと書いてそれを遵守していただくということが必要になる。そんなイメージで私としてはこの論点9は考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

ありがとうございます。かなり議論されているので、2点だけ気付いたところですが、一つは今小塚先生からありました法律事務所というもののなのですが、これは組織法的には非常に困難なものでありまして、弁護士法人があれば弁護士法人でいいのですがけれども、大体は組合なのですね。権利能力なき社団でして、弁護士事務所でも役所の入札とかに参加していたりするので、ある程度できるのかもしれませんが、法人がないということは責任を取る主体がないということになりますので結構難しい。個人事業主の組合であることが多いので、参加できるようにしていただいた方がよいことは間違いないのですが、工夫があるかなというのが一つです。

もう一つは、いろいろな国のデータベースで必ず出てくる論点ですけれども、外国法人であるとか外国の国家に近いような所がもらうというようなことをどう考えるかで、特許庁のデータベースなんかも使ってみていただくと分かりますが、どこか自動で取れないようにある程度画像認証とかを入れているのですね。利活用機関になって情報管理機関からもらうというのはクローリングさせるとかいう話ではないですが、そういう日本ではない所が利活用機関であったりするという点について、何らかの制限を設けるのか設けないかと。どうせ公開されているものですし、日本語だからいいというのは一つの考え方で、それでもいいかなとは思いますが、一応論点としては検討した方がよいかなとは思っています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。異委員どうぞ。

異委員：

この先の論点の中で主として光が当たるのはリスクの方になっていると思うのですが、適正な利活用というときには、サービスを使う側からして使いやすいように、意味のあるようにしていくスキームが実現できるような形にしないといけないと思います。そうすると、ここには正面から入っていないのですが、情報管理機関の側で、どのような形でデータを整理して次の機関に渡すことにするのかということも、どこかの段階でしっかり議論して、場合によっては法律で規律を設けた方が良さだろうと思っております。オープンデータに関する議論をするときに、最終的にオープンにされたデータが、研究者なり市井の人なりにとって使いにくいものであるということは度々聞くところですので、そうならないような方策として一つあり得るのは、利活用機関や利用者から情報管理機関に対して、使いやすい形で情報がオープンになるように、きちんと意見が述べられるような回路を作っておくというのが非常に大事だろうと思っております。広い意味で言うと、情報管理機関のガバナンスの仕組みの一つということになりそうで、適法性確保のためのガバナンスというよりは、ステークホルダーとしての利用者との関係を適切に保つためのガバナンス、例えば苦情処理ですとか、利用者からの意見を集約してきちんとサービスに反映できるような体制を整えるですとか、そういう方面での制度的な手当てをどこかの段階ではきちんと議論すべきかなと思います。具体的に言うと、今日最初にフランスの破産院の例を見せていただいたのですが、裁判所のデータベースにしてはすごく見やすくてびっくりしたのですが、審級情報ですとか、どういう判例データベースであっても絶対これは要するというものは、誰かがきちんとメタデータを整備するところぐらいまでは、法律で決めてしまってもいいのではないかと思います。そこまでやらないとしても、メタデータを情報の流れの中で誰がどういうふうにつけるかということについて、きちんと利活用機関と情報管理機関と、場合によっては裁判所との間で、意見交換ができるような仕組みを作っておくというのは大事だろうと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

今の異委員がおっしゃったことに全く賛成なのですが、フランスでいうと API も用意されていて、あそこに掲示されたもの以上に機械的にアクセスして利用しやすいような形での提供がなされているというところが、正にオープンデータだというふうに言っている大きなところでもあります。残念ながらそれを言うと、日本では「そんなにコストがかかるのだったら駄目だ」と言われそうなのでなかなか言いにくいのですが、そういうのが非常に理想的だろうというふうに思います。

私が考えている個人としての利用というのはどちらかというと、自由に利用できる、それを、図書館などでどのような資料を見たのかということや何かの公的機関が収集できないような形で自由に資料を見られるというような、そういう自由を保障する必要がある利用の仕方として、この判決にもアクセスする必要があるのではないか。でも情報管理機関に対して直接データに自分でアクセスをしたいだけできるようにしてくださいというのは悪用の可能性が高いといえますか、それを丸々開いてしまうので、そこは調整が必要だろうなというふうに思っていたところなのです。ですので、研究者個人がそのような形でアクセスすることを認めるかということ、どこからが研究者かというのが問題になりますし、メディアもジャーナリストを名乗れば誰でもいいのかということもなかなか難しいでしょうし、ましてやジャーナリストの場合は実名も含めた生データにアクセスせよというようなことを利用形態として考えると、それを全く誰でもよいというふうにするのかということもなかなか難しいだろうなと。そうすると、公平な提供をすることを情報管理機関に求めるとしても、その公平というのはかなり内容が固まってしまったような公平というのですかね、公平というふうには全然言えないような公平になってしまうのではないかなというふうに懸念しているところではあります。ですので、個人だからといって当然に排除すべきだと言うつもりもないですけれども、ニーズによって情報管理機関から個人が取得する、それもかなり高いお金を払って取得をするということを認めるかどうか。契約もするわけですね。そういう利用形態は開いておく必要があるのですけれども、それで悪用が完全に防げるかどうかというところは考えようがあるので、どのような資格者に限るのかというところは避けて通れないなど。一般の人が匿名で判決データにアクセスできるということになれば、やはり利活用機関、それも公的な図書館のようところが利活用機関になって、データを再提供する、そういうようなところに委ねざるを得ないのではないかと。それが前のところでまとめられた私の意見ということになります。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今の論点とも関連しますが、最後の論点 10 につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。事務局作成資料のスライド 24 を御覧ください。論点 10 は、エンドユーザーにおけるプライバシーリスクへの対応として、リスクの低減を図るための措置の在り方について、その要否も含めて御議論をお願いするものです。

スライド 25 を御覧ください。第 4 回会議での御意見となりますが、不適切な利用について何らかの規律を設けるべきであるという御意見、仮に規律を設けるとしても表現の自由等に配慮すべきであるという御意見、あるいは訴訟関係人の救済に関して行政規制をもって対応するほかに民事上の救済があり得るのではないかと御意見があったと

ころでございます。

スライド 26 を御覧ください。論点 10 を再掲したものとなりますが、エンドユーザーにおけるプライバシーリスクを低減するための措置の在り方について、その要否も含めて御意見を頂ければと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点 10、利活用機関とエンドユーザーの関係という辺りにつきまして、追加的な御意見等ございましたら御自由にお出しただければと思います。いかがでしょうか。先ほどいただいた、個人をどのように考えていくのかという辺りもこれに関係しているかと思えますけれども。異委員どうぞ。

異委員：

具体的な中身というよりは議論の進め方的なところになりますが、エンドユーザーというのは、我々市民一人一人という認識であるとして、そのエンドユーザーに規制をかけるのかどうかという論点が、この論点 10 の中には含まれているのだらうと思います。そこに関しては、現状何も手当てをしなくても一定な法的ルールが存在しているわけですし、民事上の損害賠償のルールもあれば、一定の場合には刑事罰や、個人情報保護法などの行政上の規制もかかるということになりますので、まず現状でどういうルールがエンドユーザーに対してかかることになるのかというのをしっかり整理した上で、それでは足りないということであれば、そこで初めて追加の規制が出てくるというふうになるのだらうと思っています。なので、いきなりリスク低減策として利用者個人に対してどういうルールが必要であるのかというよりは、現状どうなっているのかというのを、いろいろな法分野に散らばっている話をつないで、きちんと整理するのが大事なのではないかなと思ったところです。

山本座長：

ありがとうございます。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ここの意見は前回も述べたように、何か定めるとしても努力義務・理念規定的なものかなと思いますが、今異先生がおっしゃったところに回答しようとする、破産者マップが何で直接刑事罰ができないかという、個人情報保護法上の個人情報データベース等提供罪は個人情報データベース等の形で提供しないと適用されないことになっておりまして、単体個人データや単体個人情報で提供しても適用できないのですね。なので、1 回も適用されたことがなくて破産者マップでも適用できておらず、これは機能していないので必要な罰則としては改正した方が良いのかなというふうに思うところです。

一つこの逆側の話をすると、情報公開の方は濫用の問題がありまして、条例とかだと濫用の場合は公開しないというふうに定めていたりしますが、それは今でも恐らく民間の判例データベースはクローリングとかをやったら会員資格を剥奪するよというのがあると思います。他方で、利活用機関から情報を得るとというのが一種の知る権利への奉仕であ

って、簡単に会員資格を剥奪してはいけないという方向に働くとすれば、あまりにも乱用している場合には剥奪してもいいよというのをあえてどこかに書いておくということは考えられるかなと思います。要するに書いておかないと今の判例データベースは契約自由の原則の下で嫌だったら会員から追い出してよいということになりますが、それが制限されるという話であれば、クロールとかをさせて濫用してデータを持っていく場合には使えなくしてもよいということを書いておくことはあるかなと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それではタニグチ委員お願いいたします。

タニグチ委員：

ありがとうございます。先ほどの巽委員の意見に私も大変賛成するところなのですが、米村先生がその前に、利活用機関と情報管理機関にそれぞれ何をさせるのかということを決めておかないと規制については書かれないとおっしゃってくださって、そこも非常にこの論点と関連するところだと思います。まず情報管理機関と利活用機関が何をするのかを定めて、その上で利活用機関とエンドユーザーの関係を、どういうふうに情報をもって使っていくのかということを決めた上で、利活用機関・エンドユーザーのそれぞれの規制について定めていくことになると思います。エンドユーザーあるいはこの利活用機関に対する規制には、先ほど巽先生がおっしゃったとおり、既に様々な法制度というものが存在しているので、そこである程度対処できるということがあるかと思えます。既存の制度はどのような場面で適用できるのかを整理した上で、追加で何が必要なのかを議論していくのがよろしいのではないかと考えます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。既存の制度にかなりいろいろあるのではないかという御意見と、一方では現在の個人情報保護法でもできないことがあるのだという御意見があるようで少し難しいなと思うのですが、破産者マップという事案があるがゆえに、我々もそれを非常に意識してしまうところがあるのですけれども、この破産者マップの何がいけなかったのかというのを改めて考えてみると、よく分からないような気もするのですね。それで個人情報保護委員会が出した文章を先ほど取り出して改めて見てみたのですが、理由の中身ではこういうことを言っているわけです。不特定多数の者による、当該個人破産者に対する財産的・人格的差別が誘発される恐れがあることが十分に予見できるにもかかわらず、地図データとひも付けられる形で表示したということが問題だと言っていて、確かに財産的・人格的差別というのはいけないことであるというのは既存の法体系の中にあるのですね。したがって、それを誘発する恐れがあることをしかも予見しながらやれば、それは違法又は不当な行為を助長し誘発する恐れがあるということで、民事でいえば

不法行為的なことになるでしょうという、そういうことでそれも一般法として言えるだろう。その結果、個人情報保護委員会は個人情報保護法第19条に違反する事実があると言っていて、19条は不適正な利用に関することなのですけれど、それは何が不適正なのかということに結局関わってきてしまうので、何かトートロジーでしかないなという、やはり分かったような分からないような気がするわけです。

民事判決の話にもってきて、例えばよく言われる大阪は交通事故が多いとか、では本当に大阪は交通事故が多いのかどうか件数を調べてみようとかいって、実際にアメリカのロー&エコノミクスとかでありますよね、地区によって判決に傾向があるかどうか定量的に分析するとか。なので、それが例えば差別を助長することになることなのかというと、なかなかそう言い切れないような気もして、本当のことを言うと、破産だって破産者がどこにいるかということ自体公表するのはそんなに悪いことなのだろうか。公表されたからといってあの人は破産者だと言うのはいけないことかもしれないけれども、それは差別する人がいけないだけではないかという気もして、何かよく分からないところもあるわけです。なので、私が何を申し上げたいかということ、先ほど論点9の所で申し上げたこととも関連して、やはり基本的には利用の仕方についてこれはいけないというようなことを、今回この制度を作るがゆえに逆に縛ってしまうというのは本末転倒な気がする。先ほど巽先生あるいは中原先生がおっしゃっているようなことも、恐らくそうなのではないかなと思います。そうすると、ただ破産者マップのような事件があるではないかというふうに言う人は必ず出てくるので、それにどう答えるかということ言えば、確かに非常に不適切な扱われ方というのがないとは言えない。それは、私の言葉では公序良俗に反する利用ということになります。では公序良俗に反する利用をしないということだけ抽象的に制約させればいかなということ、論点9のところでも発言したような、そういうことになったのです。この考え方のロジックを整理してみたということですが、先生方はどのようにお考えか教えていただければと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは中原委員お願いいたします。

中原委員：

既に先生方が御指摘されていた事柄を別の言い方をするだけなのかもしれませんが、民事判決情報の不適正な利用に対して通常考えられるサンクションというのは民法上の不法行為、つまり不適正利用によって損害を被った人が、不適正利用をした人に対して損害賠償を請求するというものであると思います。この論点10が提起する問題の一つとして、より重いサンクションを科すことはできないだろうかということなのかなと思いますが、これについては差し当たり第1次的な印象としては、エンドユーザーの責任に関して不法行為の要件・効果について特別な規律を設ける根拠というのは特に見当たらない、不法行為は一般法の枠内で対応されることになるだろうし、それから特別に刑罰等を科すという根拠も私は特に見当たらないように思います。この文

脈での侵害対象として主に想定される法益というのはプライバシーであると思いますけれども、そもそも民事判決情報は秘密ではないのだから要保護性が弱いというような議論はあり得ても、逆に要保護性自体を強めるというような議論があり得るのだろうかというふうに感じられます。他方で、これまで探索が容易でなかった情報へのアクセスが容易になると。つまりプライバシー侵害であるとか、更にはそこから先に発生し得る法益侵害のリスクが高まるというようなことを考慮して、利活用機関がエンドユーザーを契約によってきちんと拘束せよという、情報管理機関と利活用機関との間の規律でも同じようなことはあるわけですが、それと似たような規律の方法というのはここでも一応は考えられるのかなというふうに思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。まずは先ほどの破産者マップの件について、載せられた当事者の方からはやはりとんでもない話ですので、実際に司法書士会やその関連団体に対しては夜も眠れないといったような御相談も多く頂いているというのは、すみませんがここでお伝えさせていただきます。

既存の制度はどうかというところで、先ほど申し上げた登記情報提供サービスについては、法務局に備え置かれている不動産登記等の情報が自分のPCで簡単に手に入るので、やはりこれらのPDFのデータを基に既に様々なデータベースの会社等がデータベースを作成しているようで、実際に不動産会社とかの営業等に利用されています。例えば相続登記が入っている物件だけを抽出して、所有者に売ってくださいという内容のダイレクトメールの作成等に利用されているというところは現状ありますが、特に個人情報保護法の適用除外の情報になりますので、そこに何か法令違反があるというわけではないかと思っております。そのような点に関して現状は、規制はないところになってくるかと思っております。第1回の自己紹介で申し上げましたとおり、私は東京法務局の不動産登記部門の方で登記相談員を行っているのですが、このような情報でダイレクトメールが来たのがなぜかというようなお問合せというのは大変多く、やはり制度の信頼のようところの根幹に関わってくる部分ではないかと思っております。いくら法令違反ではないのでこちらは関係ありませんというような御説明を差し上げたところで、やはり一般国民にそれで納得していただけるかどうか。使われた方はやはりとんでもないというところになっていますので、定期的に住所を削除できないのかとか抹消事項を消してほしいとか、そういったお問合せというのはありますので、今後そういったところへの対策というのはどうしても必要になってくるかと思っております。現場では法令違反ではないですというのでは済まないというところは必ず出てくるのではないかと思っております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

どうも再三ありがとうございます。小塚先生の御意見は大変大胆な御意見だなというふうに思って聞いておりましたが、破産者マップ問題は仮名データをどうするかという問題ではなくて実名データをどうするかという問題だったわけですね。我々がこの制度によって提供するであろうデータというのは仮名データなので、そこを実名データに復元するという操作が加わると同じ問題になるわけですから、その復元を禁止するというのとは一つの在り方として考えられるのではないかなというふうに思います。更に言いますと、破産者マップのような極端なケースだけではなくて、例えば敗訴当事者を集めて実名を復元して債務者マップにすると消費者金融の格好の営業リストになりますし、それから離婚者マップというのを作れば化粧品会社や婚活サービス等がそこに勧誘を集中的にするとか、そういう利用がそもそも良いのかどうかということが議論の対象とはなるのですね。営業の自由ということでもいいのだという立場もあろうかとは思いますが、しかしこの判決データをなぜ公共財として公開するのかという最初のところでの理念の話からすると、大分そのような利用というのは外れたところにあるなというのが正直な印象なので、それはなるべくしにくいような形にした方がよいなというふうには思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

ありがとうございます。個人の立場からすると、やはりどのような規律がこの制度に課せられているのかということが分からない状況だというふうに思います。ですので、まずこの制度の理念というものを明らかにしていただき、そして今ある規制が具体的にはどのようなものであるのかということを整理していただいて、それを原則とするところかなというふうに思います。例えば個人が利用する場合、有償なのか無償なのか、匿名なのかそうではないのかというところで利用の仕方というのが違ってくると思っていますので、先ほど利活用機関とエンドユーザーの契約の問題というところもありましたけれども、そこで制限するのか、そうではなく原則としてこういうものであるということを示すのかというところですね。そのところが少し分からないのですが、どちらにしても今お伝えしたところは重要なことかなというふうに思っています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増見委員お願いいたします。

増見委員：

今の小塚委員と中原委員の御発言を聞いて、エンドユーザーとなり得る民間企業の立場で考えますと、データベースが利用できるようになったのはいいけれど、今であれば匿名ではない情報も入手可能であるにもかかわらず、仮名化されたものを入手して活用す

るときに、適正か不適正かということを厳格に判断されるというのがやはり少し納得しづらいところがございます。そのため、このデータが塊として提供されることによってどんなリスクが増えて、不適正な利用というのがどういうもので、それをなぜしてはいけないのかというところをもう少し明確にすると、エンドユーザーの安心にもつながるかと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。米村委員お願いいたします。

米村委員：

先ほど中原委員の方から、あまり上乘せで規律をする必要性はないのではないかと御発言があったのですが、確かに民事ルールに関してはそうかもしれないのですけれども、私はエンドユーザーに対して一定の行政規制をかけた方が良いのではないかと考えています。もちろん個人情報保護法の適用はあるものと思いますので、そちらでカバーされる分にはそれで構わないということもあるかもしれませんが、それでもなお不十分だと判断される部分もかなりあるのではないかと予想をしております。具体的には、民事判決情報の利活用のされ方についてはもちろんいろいろなパターンがあり得るので一概には言えないのですけれども、仮名化その他の処理をしても、これはこの人のデータだというのが周辺情報から分かってしまう場合というのも恐らくかなりあるだろうと思われるわけです。特に有名な事件で既に報道がかなりされているようなものについてはそうだろうと思います。そういうものを集めてきて、何かしら個人情報を再識別するような形で別の情報を暴露するというようなことを行い、SNSなどに載せたりするというような人が出てくるということは十分あり得るわけです。しかし民事判決情報がそういうことに使われるとすると、この民事判決データの利活用というものの自体に対する社会的信頼が失われて、ほか利用にも制限が出てくる可能性があるかもしれないというようなことを考えますと、どこを不適正利用というふうに線を引くのかというのはもちろん議論があり得るところなのですが、明らかに不適正利用と考えられる範囲については行政的な規制をかけるべきだというふうに思いますし、場合によっては行政による立入検査や、一定の是正命令等の規定を設ける必要もあるかもしれないと思います。したがって、民事ルールとは全く別の話で、行政規制の対象としてやはり一定の規制はかけるべきではないかというのが私の理解です。ただ、もちろん利用の適正化に関して利活用機関がどのような権限を有するのかということも大いに問題があるところで、行政機関に任せなくても利活用機関が利活用の適正化を図っていくのだという考え方もあり得ると思います。私自身は、個人が利活用機関になるケースもあるということなどを踏まえると、利活用機関は基本的にはそんなに強い権限を有する仕組みにはならないと考えており、あまり利活用機関が適正化を担う方向性に期待はできないと考えているのですけれども、ただ制度設計のありようとしては、利活用機関に行わせるということもあり得ると思いますので、その辺りを含めて誰がどのような権限を持つのかということをしちんと制度設計した方

が良いように思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。この論点10はエンドユーザーというようになってくると、かなり皆様方の御発言のニュアンスというのは違ったところもあったかと思えます。引き続き議論していかねばいけない点かなというふうに思いました。

おおむねこれで一応全ての論点について御議論はいただけたのではないかと思います。全体を通して何か付加すべき点等ございましたら御発言いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。それでは、本日の議論はこの程度とさせていただければと存じます。事務局の方から、連絡事項等についてお願いいたします。

事務局：

渡邊です。本日も充実した御議論ありがとうございました。ここで、事務局から、委員の交代の予定についてお知らせいたします。日本経済団体連合会の御推薦により委員を務めていただいております、日本電気株式会社法務・コンプライアンス部門コーポレート・エグゼクティブのタニグチ直子委員でございますけれども、御異動に伴いまして交代の御連絡を頂いております。委員の皆様におかれましては御承知おきくださいますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

山本座長：

タニグチ委員におかれましては第3回の会議から御参加を頂き、本日も含めて示唆に富む御発言を頂いてきたところで、大変残念ではございますけれども、本日までありがとうございました。タニグチ委員から一言頂ければと思います。

タニグチ委員：

ありがとうございます。御説明いただきましたとおり、次回から別の者に交代することになりました。途中の交代となってしまうと、誠に申し訳ございません。ただ、経団連、また日本電気といたしましては、今後もこの会議に積極的に参加を継続していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、私個人としてもこのような機会を頂きましたので、委員の皆様の今後の御議論を陰から見守っていききたいというふうに思っております。本当にどうもありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。是非引き続き、よろしくお願いいたします。それでは、事務局の方から今後の日程等について御説明をいただけますか。

事務局：

渡邊です。次回以降の会議の予定は、会議用資料として配布いたしております資料のとおりとなります。議事の詳細は追って、また後日事務局から御連絡差し上げたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。本日も今後の議事の進め方についての御意見というものがあつたかと思ひます。なかなかこの問題は鶏と卵のようなところがあつて、どこから議論を解きほぐしていくかということはなかなか難しいところでありまふけれども、一応第4回で用意したテーマについては本日で全部御議論いただきましたので、次回以降どのような順序で議論を進めていくかということは事務局とも相談をしながらなるべく適切に漏れがなく御議論をいただけるように考えていきたいというふうに思ひますので、どうか引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議はこれにて終了させていただきます。本日も長時間にわたりまして大変ありがとうございました。次回もまたよろしくお願ひいたします。